



2024年12月3日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関 根 一 志
コ ー ド 番 号 9 6 7 5 (東 証 ス タ ン ダ ー ド)
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 管 理 部 担 当 藁 谷 哲 也
T E L 0 2 4 6 - 4 3 - 0 5 6 9

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年1月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年12月18日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 基準日 | 2024年12月18日（水曜日） |
| (2) 公告日 | 2024年12月3日（火曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。） |

<http://www.joban-kosan.com/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年11月12日に公表した「支配株主であるOntario合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（第二回）のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、Ontario合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、公開買付者が2024年11月13日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において公開買付者が当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当

社に要請する予定とのことです。公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

以 上